

日本トイザラス審決 まとめ

相手方	頁	行為	濫用行為	優越的地位	結論		
F	22-26	返品①～④	○	○			
G	26-30	減額⑩	○	○			
		減額①～⑨	○				
H	30-35	減額⑪	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額⑫	×				
		減額①～⑩	○				
I	35-39	減額⑨～⑪	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額①～⑧	○				
J	39-43	減額③④	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額①②	○				
B	43-47	減額④	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額①～③	○				
C	47-52	返品②	○	○			
		返品①	○				
		減額①②	×			—	(返品②が違反なので本審決の論理では課徴金納付命令全て是認)
		減額③④	×				
K	52-57	返品①～⑥	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額⑥	×				
		減額①～⑤	○				
D	57	減額①	×	—	排除措置命令・課徴金納付命令取消し		
L	57-59	減額③～⑥	×	—	排除措置命令・課徴金納付命令取消し		
		減額①②	×				
M	59-63	減額①	○	○			
N	63-68	返品③④	○	○			
		返品⑤	○				
		返品①②	○				
		減額①②	○				
O	68-71	返品①②	×	—	課徴金納付命令取消し		
		減額①②	○				
A	71-76	減額②	×	—	(減額③が違反なので本審決の論理では課徴金納付命令全て是認)		
		減額③	○				
		減額①	○				

頁は公表審決案のもの。

網掛けは改正法施行日前。

Dは主文第1項にいう別紙審決案の別表1番号9の事業者。

Lは主文第1項にいう別紙審決案の別表1番号10の事業者。

Aの減額②と減額③は審決案での登場順とは逆順。